平成２５年（フ）第７３２号
仙台市青葉区愛子東２丁目３番33号　コーポユウキ101
債務者　川上　将彦
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７４２号
仙台市青葉区中江１丁目21番25号　中江住宅８号棟１
債務者　木村　貞夫
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７５６号
仙台市青葉区本町２丁目６番29―1004号
債務者　伊藤　　恒
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３７１号
茨城県ひたちなか市大字中根5142番地　雇用促進アパート３棟103号
債務者　川俣　久代
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４２６号
茨城県常陸大宮市北塩子2287番地の２
債務者　武石みつ子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４３８号
茨城県水戸市新原２丁目１番62号　パークタチバナ202号
債務者　小林美野里
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３２３号
埼玉県本庄市児玉町吉田林148番地３　コンフォーレハイムレッド102号
債務者　内田　英次
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３２４号
埼玉県本庄市児玉町吉田林148番地３　コンフォーレハイムレッド102号
債務者　内田千恵子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２０５６号
愛知県東海市荒尾町狐狭間23番地　エトワールＳ　Ｄ―３
債務者　髙木　　香
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３７号
滋賀県甲賀市甲南町希望ヶ丘４丁目18番地２
債務者　井口　正人
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３２号
大津市晴嵐２丁目１番25号
債務者　システムサービスこと　原　　雅之
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４５号
兵庫県姫路市東今宿３丁目10番９―405号朝日プラザ東今宿
債務者　稲垣万美恵
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５２９号
兵庫県加古川市平岡町二俣642番地の１　昭和ハイム南芳208号
債務者　佐藤　秀和
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５３０号
兵庫県加古川市平岡町二俣642番地の１　昭和ハイム南芳208号
債務者　佐藤　則子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３２２号
奈良県大和高田市南本町６番20号
債務者　田中キミ子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第５０８号
広島市佐伯区観音台３丁目１番15号、申立時の住所広島市佐伯区五月が丘３丁目22番８号
債務者　金井　明美
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０５６号
広島市佐伯区五日市町大字美鈴園26番地４第２美鈴園レジデンス305
債務者　河口　邦芳
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで　広島地方裁判所民事第４部